

知っ得！ せとうち便

お知らせ

国民健康保険 高齢受給者証を送付

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の人を対象に、加入している医療保険者から交付されます。

瀬戸内市国民健康保険に加入している人が、現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなります。

【高齢受給者証の更新】

7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい

高齢受給者証を窓口に表示してください。

【自己負担割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合（左表参照）は、所得によって異なります。

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般	2割
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	

世帯内の国民健康保険加入者の増減や所得に変更があった場合などは、自己負担割合が変わることがあります。

国民健康保険課
☎0869・22・1790

詳細は、高齢受給者証送付時に同封しているパンフレットをご覧ください。

国民健康保険税の 算定方法を一部変更

【国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ】

国の法令改正により、本年度から国民健康保険税の賦課限度額（課税上限額）を引き上げます（左表参照）。

区分	改正前	改正後
医療分	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

【5割軽減と2割軽減の対象基準を拡大】

前年中の所得が一定の基準額以下の世帯に対して、国民健康保険税の平等割と均等割を軽減する制度があります。

4月1日の世帯の被保険者数と前年所得で軽減割合（7割・5割・2割）を判定します。

5割軽減の基準額
平成30年度までの基準額 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数
↓
令和元年度からの基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減の基準額
平成30年度までの基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数
↓
令和元年度からの基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

献血にご協力ください

400ミリの献血を次のとおり実施します。

- ▽日時・場所 7月17日（水）
- 午前9時30分～10時30分
- ゆめトピア長船
- 午後0時30分～4時30分
- 瀬戸内市役所

▽対象者

男性17～69歳、女性18～69歳
※体重が50kg以上の人のみ
※65歳以上の人の献血については、60～64歳の間に献血経験のある人のみが対象

▽持参するもの

運転免許証、献血カードなど

国民健康づくり推進課
☎0869・26・5961

後期高齢者医療保険 保険料額決定通知書を送付します

本年度の保険料額決定通知書を7月下旬に送付しますので、保険料額と納付方法をご確認ください。

納付書で納付する場合は、納入通知書（納付書）を送付します。

国民健康課
☎0869・22・1114
岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086・245・0090

後期高齢者医療保険 保険料を一部変更

後期高齢者医療保険の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

本年度からは、保険料の軽減措置について、【均等割額軽減の割合・基準】、【被扶養者であった人に対する特例】が変更になります。

詳細は、被保険者証送付時に同封しているパンフレットをご覧ください。

平成30年度・令和元年度保険料（年額）の算出方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} \\ 46,600 \text{円} & & (\text{所得} - 33 \text{万円}) \times 9.17\% (\text{所得割合}) \\ \\ = & & \text{一人当たりの保険料} \\ & & (\text{限度額 } 62 \text{万円}) \end{matrix}$$

- ※一人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。
- ※保険料は年度（4月から翌年3月までの12カ月）で計算され、年度の途中で加入された場合は加入された月から計算されます。
- ※所得とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます（遺族・障害年金などは除く）。

【均等割額軽減の割合】の変更点

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。

対象者の所得要件 （世帯主およびその世帯の被保険者全員の合計総所得金額）	均等割額の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【平成30年度における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、ほかの所得なし		8割	7割	
33万円 + 28万円 ×（被保険者数）以下	5割	5割		
33万円 + 51万円 ×（被保険者数）以下	2割	2割		

【均等割額軽減の基準】の変更点

世帯主およびその世帯の被保険者の合計総所得金額等が下記の金額以下の世帯

5割軽減の基準額
平成30年度までの基準額 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数
↓
令和元年度からの基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減の基準額
平成30年度までの基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数
↓
令和元年度からの基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

【被扶養者であった人に対する特例】の変更点

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日に、会社の健康保険（国民健康保険および国民健康保険組合は除く）などの被扶養者であった人

平成30年度まで	令和元年度から
「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません	「均等割額」が、資格取得後2年間に限り5割軽減され、「所得割額」はかかりません

※すでに資格取得後2年間が経過している人（77歳以上の人など）は、世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

国民健康課 ☎0869・22・1114
岡山県後期高齢者医療広域連合 ☎086・245・0090

介護保険料を一部改正します

市介護保険条例施行規則の一部改正により、低所得者の介護保険料を平成31年4月1日から軽減します。（7月介護保険料本算定分に調整） ※市の介護保険料基準額：74,400円（年額）

所得段階	対象となる人	変更前	変更後
		保険料（年額）	保険料（年額）
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	33,400円	27,900円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、かつ120万円以下の人	55,800円	46,500円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	55,800円	54,000円

【介護保険制度について】国民いきいき長寿課 ☎0869・26・5926

【介護保険料について】国民健康課 ☎0869・22・1114

後期高齢者医療 被保険者証を送付

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証の有効期限は、7月31日までとなっております。

【被保険者証の更新】

7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）を特定記録で送付します。
8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口に表示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

一部負担金の割合

現役並み所得者	3割負担
一般・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ	1割負担

※被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合で383万円未満の人は、申請により「1割」負担になります。
※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限り）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により「1割」負担になります。

所得区分は前年の所得により毎年判定し見直すため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。



【減額認定証の更新】

所得区分が低所得者ⅠまたはⅡの被保険者の人が入院する際や高額な外来診療を受ける際に、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を、医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費は自己負担限度額までとなり、1食当たりの食事代も減額されます。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅠまたはⅡとなる場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

①世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。

所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

②長期入院をした人

平成30年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで、減額認定証を持っていた期間内に90日を超える入院日数がある人は、市民課で申請をしてください。

申請が認められた場合、1食当たり160円となる減額認定証が交付されます。ただし、平成30年8月1日から平成31年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、自動

的に減額認定証が交付されるため、申請の手続きは必要ありません。

【限度額適用認定証の更新】

現役並み所得者の所得区分が、課税所得によって3段階に分かれます。

課税所得145万円以上

690万円未満の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者および同世帯の被保険者の人は、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用認定証（限度額認定証）を、医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

現在、限度額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が

現役並み所得者ⅠまたはⅡとなる場合は、新しい限度額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。ただし、次に該当する人はご注意ください。

●世帯内被保険者に所得の未申告者がいる人

世帯内被保険者に所得の未申告者がいる場合は、新しい

限度額認定証は送付されません。所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

【交通事故にあったとき】

交通事故など第三者から傷害を受けた場合は、加害者が医療費を全額負担することが原則です。

ただし、やむを得ず被保険者証を提示して医療機関などを受診する場合は、自己負担の有無にかかわらず、必ず申請の手続きをしてください。

問申市民課

☎0869・22・3958

【所得の申告については】

問申税務課

☎0869・22・1114

障害のある人への サービス

障害のある人へのサービス（事前申請が必要）を紹介いたします。

対象者、条件などにより、サービスを受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

①運賃の割引など

【運賃の割引】

電車やバス、タクシーなどを利用する場合に手帳を提示すれば、運賃の割引が受けられます。

▽対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【福祉タクシー利用券】

在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部（一乗車につき500円）を助成する福祉タクシー利用券を交付しています。

▽対象者

在宅の身体障害者手帳1・2級所持者および療育手帳A所持者

②医療費の助成

【育成医療・更生医療】

障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療費の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者

18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部が医

療保険と公費で助成されます。

▽対象者

通院医療を受けている精神障害のある人

③各種手当など

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害児福祉年金があります。

④障害福祉サービス

障害の程度に合わせたサービスを受けられます。

種類	内容
居宅介護	自宅で入浴・排泄・食事などの支援をする
短期入所	夜間も含めた短期間、施設で介護をする
生活介護	介護・創作活動などを行う
就労継続支援	就労や生産活動などの機会を提供し支援する
児童通所支援	日中、日常生活動作や適応訓練を行う

平成30年4月、障害者総合支援法改正に伴い、新サービスが創設されています。
(自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援)

⑤意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

▽対象者

聴覚障害のある人

⑥福祉用具などの給付

【補装具】

日常生活に必要な身体機能を補うための車いすや装具などの購入、修理、借り受けへの補助が受けられます。

▽対象者

身体障害者手帳所

【日常生活用具】

持者、難病患者

ストマ用具、紙おむつ、歩行支援用具などの用具が給付されます。

▽対象者

身体障害者手帳・療育手帳所持者など

⑦障害福祉サービス通所者交通費助成金交付

障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）へ鉄道、バスなど公共交通機関を利用して通所している障害者に対し、通所に関する交通費の一部を助成します。

※自分で運転する自家用車、自転車、徒歩での通所、事業所の送迎の人は、対象外

⑧各種助成事業事前相談必要

障害者自動車運転免許取得および自動車改造助成、難聴児補聴器購入費等助成などの制度があります。

⑨ヘルプマーク・ヘルプカード

義足などを使っている人や内部障害の人、妊娠初期の人などが外見から分かりにくい人が、周囲に配慮を必要として

身体障害者相談員（10人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ (市外局番 0869)
大森 進（おおもり すずむ）	邑久	22-1965
木村 晴子（きむら はるこ）		22-0646
雪上 緑（ゆきうえ みどり）		22-0705
砂場 邦彦（すなば くにひこ）		24-0263
寺尾 千枝子（てらお ちえこ）		086-943-6654
岸野 康人（きのの やすと）		22-1498
久保木 多喜子（くぼき たきこ）	牛窓	34-3534
高牟禮 佑而（たかむれ ゆうじ）	牛窓	080-2935-0968
小山 恵（こやま めぐみ）	長船	26-3416
初治 仁子（ういじ ひとこ）		26-2579

知的障害者相談員（3人）

氏名（しめい）	地域	相談先☎ (市外局番 0869)
藤林 小百合（ふじばやし さゆり）	邑久	22-9777
大崎 明美（おおさき あけみ）	牛窓	34-2215
大塚 真理子（おおつか まりこ）	長船	26-3695

いることを知らせるためのもので、福祉課などの窓口で交付しています。

⑩ほっとパーキングおかやま

車いすマークの駐車場を利用することが出来ます。

▽対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、要介護者、妊産婦（期限が

あります）など

⑪有料道路通行料金の割引

障害者（児）（介護者）が有料道路を利用する際、割引を受けることができます。

⑫福祉有償運送

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制限がある人に対し、低料金で福祉車両

での送迎（乗降介助を含む）をします。事業者への事前登録が必要です。

⑬身体・知的障害者相談員

身体障害者相談員と知的障害者相談員を各地域に設置しています（右表参照）。

⑭その他情報提供

瀬戸内市地域自立支援協議会では、市内の障害福祉サービス事業所などの情報を市ホームページで提供しています。

また、障害福祉サービスなどをまとめた冊子「障害者（児）の福祉について」は、福祉課にあります。

問申福祉課

☎0869・26・5943

問申HP

http://www.city.setouchi.jp/

夏の節電にご協力を ～身近な工夫でかしこく節電～

- ・こまめにスイッチを切って、電気の使用は必要最小限にしましょう
 - ・使っていない電化製品のコンセントは、プラグから抜いて待機電力を削減しましょう
 - ・エアコンの設定温度、風向きを調整して節電しましょう
 - ・照明の明るさや点灯時間を調整して節電しましょう
 - ・冷蔵庫の開閉をできるだけ減らし、食品は詰め込みすぎないようにしましょう など
- 何事も意識して実行することが大切です。熱中症に注意しながら、無理のない範囲で実践してください。

環境政策推進室
☎0869-24-7281



空き家の建物と敷地を適切に管理しましょう

空き家などの所有者は、空き家の建物と敷地を適切に管理する責任があります。建物の老朽化が進めば、瓦・外壁材の飛散・落下などが起き、近隣の住民や通行人に被害を与える恐れがあります。また、敷地を管理しないまま放置すると、害虫が発生する、隣りの土地まで庭木の枝がはみ出す、などの迷惑をかける恐れがあります。特に、夏から秋にかけては草木がよく成長し、刈り取っ

てもすぐに繁茂する時期です。定期的に草を刈る、除草剤を散布する、庭木の剪定を行うなどして、敷地を適切に管理しましょう。

空き家などを自身で管理できない場合は、民間の空き家などの管理サービスの利用も検討してください。

【空き家管理サービス検索サイト】「住まいる岡山」
(岡山県宅地建物取引業協会・岡山県不動産協会提供)
HP <https://www.ok-smile.jp/>
☎0869-22-3904

図危機管理課

海岸をきれいにしませんか

リフレッシュ瀬戸内

「リフレッシュ瀬戸内（海岸清掃）」を実施します。

美しいまちづくりを推進するため、皆さんのご協力をお願いします。

▷日時 7月18日(木)
午後5時30分～午後6時
(小雨決行)

▷場所
・牛窓町牛窓 むしろえ 筵江海岸
・邑久町虫明 むつぎ 扇海岸



▷集合場所 現地(いずれかの海岸)
※ごみ袋・軍手は市で用意します。

図建設課
☎0869-22-2649



飲食店などに消火器の設置が義務化されます

10月1日から、火を使用する全ての飲食店などに消火器の設置が義務化されます。

飲食店には、次の3つが義務付けられます。

- ①業務用消火器
厨房で火気を使用する場合、業務用の消火器を店内に置くことが義務付けられます。
- ②消防設備の点検
消火器などの消防設備を定期的に点検し、1年に1度消防署へ報告する必要があります。製造から5年未満の消火器であれば、自分で点検し、報告することが可能です。
- ③防災物品
カーテンやのれんなどの物品を防火性能がある物にする必要があります。

図消防本部予防課

☎0869-22-1493



協働提案事業成果報告会 市民活動団体等の交流会を開催

平成30年度協働提案事業の成果報告会と、市民活動団体等の交流会を開催します。事前申し込みは不要、参加費無料です。

▽日時 7月12日(金)
午後1時30分～午後4時30分

▽場所 ゆめトピア長船

▽内容
・第一部 協働提案事業成果報告会(午後1時30分から)
・第二部 団体交流会(午後3時30分から)

▽対象 市民活動グループ、自治会などの団体、地域活動に興味・関心を持っている人

図企画振興課
☎0869-22-1031

福祉の就職総合フェア 岡山・夏

次のとおり「福祉の就職総合フェア」岡山・夏」が開催されます。関心のある人は、お気軽にご参加ください。

事前申し込みは不要、参加費無料です。

▽日時 8月24日(土)、25日(日)

おかやまカルチャーゾーン 企業説明会

次のとおり「おかやまカルチャーゾーン企業説明会」が開催されます。関心のある人は、お気軽にご参加ください。

事前申し込みは不要、参加費無料です。

▽日時 7月3日(水)
午後1時10分～午後4時

▽場所 岡山シンフォニービル
(岡山市北区表町1-5-1)

▽対象者 一般若年求職者(おおむね40歳まで)、大学・短大・専門・高等学校等卒業予定者または卒業から3年未満の人

図おかやま地域若者サポートステーション事務局
☎086-224-3038

国民年金保険料の追納をお勧めします!

ねんぎんのおはなし♪

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

【注意事項】

- ・一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。(例: 3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)
- ・老齢基礎年金を受給している人は、追納できません。
- ・追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ・追納するためには、申し込みが必要です。

図市民課
☎0869-22-1790

図岡山東年金事務所
☎086-270-7925 (自動音声案内2番)

はかりの定期検査を受けましょう

取引や証明に使っているはかり(家庭用を除く)は、2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。本市は、今年度が検査年度となっております。次のとおり定期検査を行います。

検査対象となるはかりを使用している人は、最寄りの会場で必ず検査を受けてください。

- ・病(医院・薬局などで使う調剤用のもの)
- ・病(医院・保健所・役所・学校・保育所または福祉施設などで使用する体重計など)
- ▽検査手数料
・はかり1個当たり500円
・2,210円、分銅・おもり10円
- ※種類によって異なります。当日、検査手数料を持参してください。

▽検査場所・日時

- 長船支所
7月16日(火)
午前10時30分～正午
午後1時30分～午後3時
- 牛窓支所
7月17日(水)
午前10時30分～正午
午後1時30分～午後3時
- 瀬戸内市役所
7月18日(木)、19日(金)
午前10時30分～正午
午後1時30分～午後3時

図一般社団法人岡山県計量協会
☎086-242-3150

図商工観光課
☎0869-22-1284

募集



BPPプログラム
赤ちゃんがきた!

市では、初めての赤ちゃんを育てている母親を対象に、赤ちゃんとの関わり方を学んだり、子育ての仲間をつくったりする機会を設ける「BPPプログラム赤ちゃんがきた!」を開催します。

母親同士が情報交換することで、育児の不安やストレスの解消にもつながります。

皆さん、一緒に子育てにつ

- ▽日時 7月5日、12日、19日、26日(いずれも金曜日)
- 午前10時～正午(全4回)
- ▽場所 ゆめトピア長船
- ▽対象 平成31年2～4月生まれの第1子とその母親で全4回に参加できる人
- ▽定員 10組
- ※5組以上の参加で開催し、先着順・定員になり次第締め切ります。
- ▽参加費 1,026円(テキスト代)
- ▽申込み 前申子ども包括支援センター
- ☎0869・24・8033

市民後見人になりませんか

権利擁護センターは、せとうちでは、認知症や障がいにより判断能力が不十分な人を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成研修事前説明会を開催します。

成年後見制度や市民後見人に関心のある人は、電話で申し込みの上、ご参加ください。

- ▽日時 7月31日(水)
- 午前10時～午前11時30分(午前9時30分受付開始)
- ▽場所 ゆめトピア長船
- ▽定員 30人(先着順)
- ※定員になり次第締め切ります。
- ▽参加費 無料
- ▽申込み 7月25日(木)
- ▽申込み 前申権利擁護センター
- ☎0869・24・7711

なるほど!!健康教室

瀬戸内市民病院では、さまざまなテーマで健康教室を開催しています。ぜひご参加ください。

- ▷日時 7月18日(木) 午後2～3時
- ▷場所 瀬戸内市民病院
- ▷テーマ

心臓の病気を知ろう!
～知っておきたい狭心症・心筋梗塞～

- ▷講師 三河内 弘氏(医師)
- ▷定員 30人
- ▷参加費 無料
- ▷申込期限 7月17日(水)
- 前申瀬戸内市民病院
- ☎0869・22・1234



求職者支援訓練
受講者募集

求職者支援訓練とは、雇用保険を受給できない求職者などを対象に、民間教育訓練機関が実施する「就職」を目的とした公的な職業訓練です。

8・9月に開講するコースの受講者を募集しています。

- ▽募集科 基礎コース・実践コース(介護福祉、医療事務、事務分野など)
- ※開講日、訓練期間(2～6カ月)などは、コースによって異なります。
- ▽受講料 原則無料(テキスト代などは自己負担)
- ※一定の要件(収入・資産など)を満たす人には、職業訓練受講給付金(月10万円と交通費(所定の額))が支給される場合があります。
- 前申ハローワーク西大寺
- ☎086・942・3212

漏水の早期発見に努めましょう

漏水は、少量であっても長期間放置すれば、大きな使用水量につながります。

使用水量が多いと感じたときは、蛇口を全部閉めて水道メーターを確認してください。水道メーターの中のパイロット(銀色の円盤)が回っていたら、漏水の可能性がりますので、市が指定する給水装置工事業者(指定工事店)へ調査・修理を依頼してください。



水道メーターの自主点検を行います

ただし、地下や壁の中での漏水の場合、指定工事店が修理すると、使用水量認定(減量)の対象となる場合がありますので、水道業務課へご相談ください。

なお、指定工事店以外の業者や個人で修理した場合は対象になりません。

平素から水道メーターの自主点検を行い、漏水の早期発見に努めましょう。

なお、調査・修理などには費用がかかりますので、指定工事店と相談の上、ご依頼ください。

宅内での水道管のひび割れや給水器具(蛇口・温水器など)の故障などにより漏水した場合は、漏水分の水道料金は使用者負担となります。

前申水道業務課

☎0869・22・1325



コース名	対象	開催日時	開催場所	定員	料金
ベビーといっしょにアクアビクス	生後6カ月から3歳未満の子どもと保護者	・7月27日(土) 10:30～11:30 ・7月28日(日) 10:30～11:30	邑久B&G海洋センター	20人程度	1回500円
水中ウォークダンベル体操	どなたでも参加可能	7～8月の毎週木曜日 10:00～11:00	邑久B&G海洋センター	20人程度	1回500円

【アルバイト募集】
受付(時給810円)、監視(時給910円)のアルバイトを募集します。詳細は、お問い合わせください。

前申瀬戸内市体育協会事務局

☎0869・22・2211

FAX 0869・22・3437

mail info@setouchi-taikyo.or.jp

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者です。

市では、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、認知症サポーターを養成しています。

この講座で認知症について学び、地域の支え合いの輪を広げていきませんか。お気軽にご参加ください。

▽日時 8月9日(金)

午後1時30分～午後3時

▽場所 瀬戸内市民図書館

▽講師 認知症キャラバン・メイト(研修を受講した講師)

▽参加費 無料(申し込み不要)

▽瀬戸内地域包括支援センター

☎0869・24・0001

**市民ミュージカルを
開催します**

旧関谷学校の創学350年を記念して、市民ミュージカルファンタジー「関谷の森の論語キッズ」を開催します。

**備前長船刀剣博物館
特別展**

備前刀×美濃刀
長きに続く日本刀の聖地

中世における日本刀の主な生産地として、相模国(神奈川県)、美濃国(岐阜県)、山城国(京都府)、大和国(奈良県)、備前国(岡山県)の5カ所が有名です。

その中でも、美濃国と備前国は「東の美濃、西の備前」と呼ばれ、全国屈指の日本刀生産地として名をはせており、現在でも日本刀の制作が続けられています。

今回の展示では、美濃国の日本刀生産の中心地である岐阜県関市と、備前刀生産の中心地である瀬戸内市にスポットを当て、両市に根付いた日本刀の文化や歴史に迫ります。

▽開催期間 7月13日(土)～9月8日(日)
※期間中の休館日は、7月16日(火)、22日(月)、29日(月)、8月5日(月)、13

関谷学校の歴史を題材にした市民手作りのミュージカルに参加し、演じる楽しさを体験してみませんか。

申し込みの方法など、詳しくはお問い合わせください。

▽公演日時

令和2年12月20日(日)

▽場所

備前市民センターホール(予定)

▽市民ミュージカル実行委員会

(青少年教育センター関谷学校内)

☎0869・67・9900

催し物



**瀬戸内市立美術館
展覧会**

「郷土が生んだ
偉大な芸術家」

東原方僊展

市では、長い歴史が育んだ文化的土壌を背景として、多くの芸術家を生み出しました。この展覧会では、1886年長船町福岡出身の日本画

家・東原方僊を紹介し、東原方僊は、京都画壇の巨匠・竹内栖鳳に師事し、明治から昭和にかけて主に文展、帝展、新文展などで活躍しました。



東原方僊「群雀」(部分)

本展では、約30点の作品を展示し、その業績を顕彰します。

▽開催期間 6月22日(土)～7月15日(月・祝)

※期間中の休館日は、7月1

日(月)、8日(月)

▽観覧料 一般400円、団体(20人以上)・65歳以上

300円、中学生以下無料

アート瀬戸内動物園開園!

久山淑夫 立体・平面展

ユニークな形態の動物作品

【以下、展覧会共通】

▽開館時間 午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

▽場所 瀬戸内市立美術館

【アーティストトーク】

展示室内で作品を鑑賞しながら、作家本人が作品の見どころを解説します(申し込み不要)。

※アーティストトークは、久

山淑夫展のみ

▽日時 7月21日(日)、8

月11日(日)

午後1時30分、

▽場所 瀬戸内市立美術館4

階展示室

▽参加費 要観覧料

【ギャラリートーク】

展示室内で作品を鑑賞しながら、作品の見どころを解説します(申し込み不要)。

※ギャラリートークは、東原

方僊展のみ

▽日時 毎週日曜日

午後1時30分(約15分)

▽場所 瀬戸内市立美術館4

階展示室

▽参加費 要観覧料

▽瀬戸内市立美術館

☎0869・34・3130



久山淑夫「ダチョウ」

▽開催期間 7月21日(日)

～8月12日(月・祝)

※期間中の休館日は、7月22

日(月)、29日(月)、8月

5日(月)

▽観覧料 一般500円、団

体(20人以上)・65歳以上

400円、中学生以下無料

**長島愛生園で
納涼夏まつり**

長島愛生園では、第44回納涼夏まつりを開催します。

▽日時 7月25日(木)

午後6時30分～午後8時30分

※雨天決行。花火大会を中止

する場合は翌日に実施。

▽場所

長島愛生園愛生会館前広場

▽内容 花火大会(午後8時

～午後8時30分)、盆踊り、

おみこし、ゲーム、キッズ

コーナー、屋台、出店

※例年開催していた福引大会

相談



は、諸事情により中止します。

▽長島愛生園入所者自治会

☎0869・25・1033

▽場所 岡山県総合福祉・ポ

ランティア・NPO会館(き

らめきプラザ)

(岡山市北区南方2-13-1)

▽相談内容

【民事】金銭貸借、土地、建物、

交通事故、公害など

【家事】離婚、親権、養育費、

年金分割、相続など

▽岡山県簡易裁判所庶務課

☎086・222・6865

無料調停手続き相談会

調停手続きの利用に関する相談会が無料で開催されます(申し込みは不要)。

お気軽にご相談ください。

▽日時 7月19日(金)

午前10時～午後3時



ミニ手話コーナー《簡単な手話を覚えてみよう!》

気持ちを込めて表現しよう!



全日本ろうあ連盟発行『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』

瀬戸内市の味

新じゃがと大豆の炒め物



◆材料(4人分)

- じゃがいも(2個)
- 塩(少々)
- 水煮大豆(1パック)
- しょうゆ(少々)
- パセリ(適宜)
- サラダ油(小さじ1)

◆作り方

- ①じゃがいもは、皮をむいてひと口大に切る。
- ②爪楊枝がささる程度の硬さにゆでる。
- ③パセリは、みじん切りにする。
- ④フライパンに油を熱し、②と水煮大豆を入れて炒める。
- ⑤塩、しょうゆを加えて味を調える。
- ⑥パセリを加えて軽く炒める。

今月のレシピは

22年会(瀬戸内市栄養改善協議会OB会)です。
健康づくり推進課 ☎0869-26-5961